

【異動届等必要書類早見表】

～現在認可保育所等に在園中の保護者の方へ～

☆変更事由が発生したら速やかに、必要書類をそろえて現在通っている保育園へ提出してください。

書類の提出が遅れると、保育料等の変更決定が遅れる場合がありますのでご注意ください。

●(提出必須) ▲(状況により必要)

書類提出事由	事由内容例	提出必要書類チェック						備考
		異動届	教育・保育 給付認定 (変更) 申請書	就労 証明書 (自営業以外)	就労状況 申告書 (自営業)	育児休業 取得による 保育所 入所継続 申告書	育児休 業 証明書	
退園	・市外転出や家庭保育可能等で 保育園を退園する場合	●						・転出の場合は転出先も必ず御記入ください。 ・異動届下部「変更(予定)年月日」に退園日(最終登園日)を必ず記入してください。
勤務先の変更	・雇用先が変更になった ・求職後、就労開始した ・契約内容に変更があった	●	▲	●	●			・保育必要量に変更がある場合には教育・保育給付認定(変更)申請書の提出も必要です。 ・新たに自営を始める場合は自営を証明するもの(開業届・営業許可証等)を添付してください。 ・就労内容が保育実施最低基準(月6.4時間)以下は原則在園不可となります。
	・雇用先を退職した ・自営業を廃業した	●	▲					・求職中は基本的には短時間利用となります。教育・保育給付認定(変更)申請書の提出が必要です。ただし、求職活動の状況により、短時間で対応できない場合には標準時間での利用も可能です。(保育園と区役所に事前に御相談ください。) ・退職、廃業の場合は異動届に退職日を記載してください。退職日から最大2か月間は求職要件で在園可能です。その後も就労等の保育要件が無い場合、原則在園不可となります。
産休・育児取得 育休より復帰	産休取得 ・出産予定日前後の期間、産休 を取得した(する)場合	●	▲					・産休時から短時間利用希望の場合は教育・保育給付認定(変更)申請書を添付してください。
	育休取得 ・産休終了後、育児休暇を取得 した(する)場合	●	●			●	●	・必要書類が全て揃ってから保育園に提出してください。 (不足書類がある場合、手続きが進められませんので御協力をお願いします。) ・何月から変更するのか、届出書類の日付で判断しています。必ず、異動届下部の「変更(予定)年月日」欄と教育・保育給付認定(変更)申請書の「認定希望日」欄に変更日を記入するようにしてください。(変更は該当月の1日付となります。) ・届出後に育児休業を延長する場合は、届出内容が変わるため、教育・保育給付認定(変更)申請書以外の3点の提出が必要です。
	・育児休業終了後、就労復帰し た場合(提出必須です)	●	▲				●	・保育必要量に変更がある場合には教育・保育給付認定(変更)申請書も提出が必要です。 ※異動届「その他」欄に、「〇月〇日復帰」等記入した上で御提出ください。
家族構成の変更	・出生、婚姻、離婚等により、 世帯構成に変更があった	●	●	▲	▲			・離婚での世帯員減の場合、異動届に離婚日及び世帯の状況を記載してください。(例：令和XX年X月X日付け離婚。父〇〇市へ転居。) ・「保護者変更」が必要な場合は異動届にその旨記載してください。 ・離婚を理由に世帯員が増える場合は該当者の就労証明書等が必要です。(異動届に婚姻日を記載。養子縁結した場合はその旨も記入が必要です。なお、子を養子縁結した場合は、新たな配偶者についても保育料算定対象となり、川崎市で税情報が取得できない場合、課税証明書の提出が必要です。)また、事実婚の場合も同様の扱いとなります。
氏名変更	・婚姻、離婚等により氏名に 変更があった	●	●					
住所変更	・転居した	●						・市内転居に伴い転園を希望する場合、下記「転園希望申請」の欄をご確認ください。 ・市外転出で在園継続希望、市外園への転園希望の場合には区役所まで御相談ください。
転園希望申請	・転居等で別の保育園へ転園を 希望する場合	●	●	●	●			・転園申請後も継続在園可能ですが、転園申請の内定が決定した場合は、元園の継続利用は不可です。 ・申請には教育・保育給付認定(変更)申請書や就労証明書等案内している必要書類一式が原則必要となります。就労証明書等の保育の必要性の確認書類は入所希望日(毎月1日)から2か月以内の発行日のものをご提出ください。 なお、入所希望日の2か月以内に発行された要件書類を別途提出済みの場合は、要件書類の提出を省略することができます。 ・転園申請の有効期間は年度内となります。次年度の転園を引き続き希望する場合は、あらかじめ申請が必要です。 ・届出年度内の転園が不要になった場合は、取下げの手続きが必要です。 ・市外転出で在園継続希望、市外園への転園希望の場合には区役所各園担当者まで御相談ください。

◆支給認定証については平成30年度より希望交付制となりましたので、各種届出において提出必須ではなくなりました。

◆異動届や、その他必要書類は、在園中の保育園でもらってください。

◆御不明点がある場合は、高津区役所児童家庭課にお問い合わせください。(TEL 044-861-3250)